

令和3年 鱈ヶ沢町農業委員会 第2回定例総会会議録

令和3年2月10日（水）午前10時00分開議
鱈ヶ沢町役場 3階第4委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	10番	兼平 昭光
2番	神 文人	11番	對馬 孝
3番	三上 三樹	12番	木村 重美
4番	佐藤 松子	13番	工藤 清
5番	木村 暢子		
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		
9番	井上 豊久		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第2回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

議長	<p>3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の木村委員、9番の井上委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長 事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和3年1月26日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字鳴戸地内 出席者：佐藤松子委員、木村暢子委員、川田春實推進委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>報告第2号 令和3年1月27日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場第1委員会室 出席者：木村賢一委員、寺沢里志推進委員、事務局（齊藤、太田）</p> <p>以上諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>5. 議案の上程 議案の上程を致します。</p> <p>議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第8号 農用地の買入協議の要請に係る意見について</p> <p>議案第9号 令和3年度農作業雇用標準賃金、料金表（案）の承認について</p> <p>議案第10号 令和2年に係る鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について</p> <p>以上6議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議 議案の審議に入ります。議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p>

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は1議案3件です。議案は第5号です。詳細について申し上げます。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須49番

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 640㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

番号4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字間木川原31番1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,210㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須前田129番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,884㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

農地移動適正化あっせんによる売買での所有権移転です。

以上3件を申し上げましたが、資料4頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号3番は現在スイカ等の野菜の生産、番号4番および5番は水稻の栽培を行っており、いずれも所有権移転後も同様の管理を行うとのことです。

また、冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

ただいまの番号5番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の寺沢里志委員より、結果報告をお願いします。

寺沢里志推進
委員

それでは、農地移動適正化あっせんの成立結果についてご報告します。議案第5号5番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の北浮田町字今須前田129番、登記簿地目、現況とも田で、その面積が3,884㎡の移動に関して、令和3年1月27日午前9時から、あっせ

寺沢里志推進委員 ン委員会を開催いたしました。
会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の木村賢一委員の2名です。
本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を77万6,800円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。
なお、10アールあたりでは、20万円となります。以上報告を終わります。

議長 それでは議案5号について早速審議に入ります。議案第5号につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第5号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。
続きまして議案第6号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第6号は農地法第5条転用許可にかかる意見についてであります。
提案理由は農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、当農業委員会の意見を付して県知事に送付したいので審議を求めるものであります。
今総会に申請されました農地転用面積は、所有権移転が1件、一般住宅の新築175㎡で、譲渡人および譲受人は記載のとおりです。
申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている場所で、第1種住居地域であります。そのため農地の区分は、第3種農地と判断され、許可相当と認められます。
議案6号番号1につきましては事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略します。以上です。

議長 ただいま事務局より、議案第6号の説明がございましたが、番号1の事前調査会をおこなっておりますので、当日の調査員にあたっている佐藤松子委員に調査結果報告をお願いします。

佐藤松子委員	<p>令和3年1月26日、木村暢子委員、川田春實推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。</p> <p>議案第6号1番をご覧ください。</p> <p>申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。</p> <p>申請地は舞戸町字鳴戸114番2、面積は175㎡、登記地目現況ともに畑となっております。</p> <p>一般基準からみた判断を申し上げます。</p> <p>現地調査をしたところ、申請地は資料6頁の図面でもわかるとおり周辺は宅地化されており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。</p> <p>また、面積的にも適当と思われ資金関係については、自己資金でまかなうこととなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。以上、現地調査の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいま報告がありました議案第6号について質問を受けます。</p> <p>何かご異議、ご質問等のある委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第6号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第6号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致します。</p>
事務局	<p>続きまして議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認ですが、番号10番および11番については、議長工藤清の議事参与の制限の規定に該当する案件ですので、議長を暫時の間、兼岡職務代理者に交代します。工藤清委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(会長一時退席)</p>
兼岡職務代理者	<p>暫時の間、議長を勤めさせていただきます。</p>

議長

議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認のうち、番号10番および11番について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について番号10番および11番についてご説明致します。8頁をご覧ください。

番号10

農地の所在 鯉ヶ沢町大字鬼袋町字大柳156番地12

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,024㎡

外田6筆 合計7筆

合計面積 6,694㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 全部で7俵（玄米）で、法定相続人と契約しております。

番号11

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小森町字高根山40番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,927㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 12,207㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵で法定相続人と契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただ今、議案第7号番号10番および11番について説明がありましたが、この件につきましてご異議ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、それでは採決致します。議案第7号番号10番お

議長 よび11番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号番号10番および11番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

兼岡職務代理者 これで議長代理を終了させていただきます。退席していた工藤清委員の着席をお願いします。

(工藤清委員着席)

議長 続いて、ただ今承認された以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局 番号10番および11番を除く、議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてご説明致します。7頁をご覧ください。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積	田	0 m ²
	畑	0 m ²
	樹園地	0 m ²
	計	0 m ²

2. 利用権設定

再設定	17件	130,707 m ²
新規	2件	63,984 m ²
計	19件	194,691 m ²

契約内訳

3年未満の契約	0筆	0 m ²
3年から5年契約	61筆	137,752 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	24筆	56,939 m ²
計	85筆	194,691 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	19名
借手農家	11名

地目別面積

田	1 3 0, 7 0 7 m ²
畑	0 m ²
樹園地	6 3, 9 8 4 m ²
計	1 9 4, 6 9 1 m ²

3. 総地目別面積

田	1 3 0, 7 0 7 m ²
畑	0 m ²
樹園地	6 3, 9 8 4 m ²
計	1 9 4, 6 9 1 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号12

農地の所在 鱈ヶ沢町大字種里町字大津167番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 974 m²

外田1筆 合計2筆

合計面積 1,569 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵で契約しております。

番号13

農地の所在 鱈ヶ沢町大字種里町字大津181番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 7,619 m²

外田6筆 合計7筆

合計面積 11,115 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 14
農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字中坪 5 2 番地
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 3, 525 m²
外 田 1 筆 合計 2 筆
合計面積 4, 868 m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 15
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎 4 9 番地 3
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 1, 633 m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 16
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎 6 0 番地 6
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 160 m²
外 田 1 筆 合計 2 筆
合計面積 1, 067 m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 17
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎 5 0 番地 1
地 目 登記簿 田
 現 況 田
面 積 1, 777 m²
外 田 2 筆 合計 3 筆
合計面積 9, 475 m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

事務局

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 18
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 37 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,600m²
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 19
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中清水崎 50 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,883m²
外 田 19 筆 合計 20 筆
合計面積 13,898m²
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 20
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 408 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 507m²
外 田 4 筆 合計 5 筆
合計面積 2,564m²

再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 21
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 8 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,969m²
外 田 5 筆 合計 6 筆
合計面積 12,609m²
再設定

事務局

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 2 2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 9 番地 8

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 196 m²

外 田 6 筆 合計 7 筆

合計面積 12, 724 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 7 1 番地 1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3, 340 m²

外 田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 5, 636 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字乙音羽山 1 4 番地 2

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 230 m²

外 田 5 筆 合計 6 筆

合計面積 23, 541 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 2 5

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢 5 2 番地

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4, 744 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1.5俵（玄米）で契約しております。

番号26

農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字太平59番地2

地 目 登記簿 畑

現 況 樹園地

面 積 2,448㎡

外 樹園地3筆 合計4筆

合計面積 57,676㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者は新規就農者で、青年等就農計画の提出を予定しております。

利用目的 樹園地

期 間 5年

使用貸借での契約です。

番号27

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字東田大堤ノ沢73番地1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 842㎡

外 田3筆 合計4筆

合計面積 3,763㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り1俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号28

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋80番地25

地 目 登記簿 畑

現 況 樹園地

面 積 6,308㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者は新規就農者で、青年等就農計画の提出を予定しております。

利用目的 樹園地

期 間 5年

賃借料 全部で50,000円での契約です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18

事務局	条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	<p>ただ今番号10番および11番を除く議案第7号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。</p>
木村重美委員	12番木村です。26番の利用権の設定を受ける者は、新規就農者になったのか？
事務局	この総会で利用権が設定されることで、新規就農の資格を満たすことになり、本日午後に開催される青年等就農計画審査会で認められますと認定新規就農者になります。
木村重美委員	26番は親子間の利用権設定である。親は以前から果樹園りんご畑を所有しており、その子がりんごを栽培するということであるが、私の記憶では、農業次世代人材投資資金を申請する場合、親と同じ作物をつけることは認められていなかったと記憶している。いつから条件が変わったのか。
事務局	農林課に来た計画では、りんごと桃の栽培をする計画となっております。また、利用権を設定する者、母親ですが、たしかに樹園地を所有しておりますけれども、その農地は昨年まで他の農家に貸し出しており、その農家がりんごを栽培しておりました。また、お母さんは農業に従事しておらず、農業収入がないため農家でないと判断されました。非農家の母親が持つ樹園地が合意解約により返還され、その子が新規就農してりんごと新しく桃を栽培するということになります。そのため農業次世代人材投資資金の要件を満たしていると考えます。
木村賢一委員	6番木村です。28番の利用権の設定を受ける者の住所が五所川原市になっているが、これは五所川原市から鱈ヶ沢の農地まで通って耕作するということなのか。
事務局	現状では車で通って耕作すると聞いております。
議長	他に質問はございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、さっそく採決致します。 番号10番および11番を除く議案第7号について原案のとおり許可するこ

議長

とに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第7号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。

続きまして議案第8号農用地の買入協議の要請に関わる意見についてですが、議事参与の制限の規定に該当する案件ですので、該当する神文人委員は一時退席をお願いします。

(神文人委員退席)

議長

それでは、議案第8号、農用地の買入協議の要請に係る意見について、事務局から説明する前に、本議案は1月27日に開催されました、あっせん委員会も関連がありますので、当日あっせん委員会に出席されました寺沢里志推進委員にあっせんの結果報告をお願いします。

寺沢里志推進
委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

令和3年1月27日午前9時30分から、役場3階第1委員会室において、農用地売買あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と木村賢一委員の2名です。

本件に関して、双方から事情を聞き取りした結果、申出者の売渡し希望価格については、10アールあたり13万円であったのに対して、相手方の買受希望価格は、10アールあたり12万円であったため、あっせんは不成立で終わりましたので報告いたします。

なお、別紙資料として1ページにあっせん結果報告、2ページにあっせんてんまつ書を提示していますのでご参照ください。

以上、報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。続きまして議案第8号農用地の買入協議の要請に係る意見について、事務局より説明があります。

事務局

議案第8号農用地の買入協議の要請に関わる意見についてであります。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、下記の農用地について農地中間管理機構による買入が必要と認められるので、鱒ヶ沢町長に対し要請するため意見を求めるものであります。

買入協議の対象となる農地は、鱒ヶ沢町大字湯舟町字若山195番86、登記簿地目田、現況地目畑、面積が13,477㎡外7筆で合計面積が84,249㎡であります。

申出人の住所氏名については記載のとおりで、申出年月日は令和3年1月12日であります。

利用調整にあたった時期は令和3年1月27日で、利用調整にあたった者は鱒

事務局

ヶ沢町農業委員会です。

利用調整上、問題となった事項は、売買価格の不一致であります。

本議案につきましては、先ほど寺沢里志推進委員に説明いただいたとおりであります。所有者から売買であっせん希望の申し出があり、対象農地で農作業の受委託を受けている認定農家の方に利用調整を行いました。売買価格の折り合いがつかず不成立となったものですが、対象農地は集団的遊休農地でありまして、認定農家へ利用集積することにより地域農業の発展に資することと考えられます。

あっせんは不調に終わりましたが、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に、所有権の移転に係るものであって、農業委員会での利用調整が不調に終わった場合、認定農家への農用地利用集積のため農地中間管理機構による買入れが必要であると農業委員会が認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請できるとされています。

本議案は第16条第1項の規定を満たしていると考えられるため、本総会で承認後、ヶ沢町長に対し買入協議の要請を求めるものであります。

ちなみに農地中間管理事業による買入協議が成立し、売買が実施されますと、所有者につきましては、譲渡所得税1,500万円の特別控除が受けられます。

農業委員会によるあっせんでの売買でも譲渡所得税の特別控除が受けられますが、こちらの場合は800万円の控除となっております。

議長

それでは議案第8号について審議に入ります。議案第8号についてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第8号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第8号農用地の買入協議の要請に関わる意見について原案どおり要請することに決定致します。

退席していた神文人委員の着席をお願いします。

(神文人委員着席)

議長

続きまして議案第9号令和3年度年度農作業雇用標準賃金表(案)の承認について事務局に説明を求めます。

事務局 20ページをご覧ください。議案第9号、令和3年度農作業雇用標準賃金表(案)の承認についてであります。

農作業賃金についてありますが、青森県の最低賃金が昨年の10月に790円から793円に変更されました。それに伴いまして793円掛ける8時間で6,344円となりまして、昨年と同額の6,400円としました。りんご等の剪定の賃金は変わりません。機械等の作業料金も令和2年と金額等は変えておりません。

この場で委員の皆様が議論し合って承認という形をとりたいと思います。

以上です。

議長 ただ今議案第9号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

対馬孝委員 11番対馬です。バインダーとハーベスタを使用している農家は、ほとんどいないように思うので、削ってもよいのではないかと。

議長 一応載せておかなければ、使用している農家がいる場合、参考料金が分からず困ってしまう。

事務局 時機を見ながら機械作業の項目を見直していきます。

工藤清委員 13番工藤です。

農薬散布の欄ですが、ヘリコプターとブームスプレーヤーの場合しか載っていないが、これからはドローンの使用も増えてくると思われる。そういうのは載せなくていいのか。

木村賢一委員 6番木村です。

昨年の総会で審議した際、ヘリコプターの中にドローンを含むとしたはずである。

事務局 事務局の方で昨年の議事録や録音を確認し、ドローン込みということであれば公表する際に表記の方を修正します。

議長 他に何かご異議、ご質問等ありますか。

議場 [「なし」という声あり]

議長

なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第9号令和3年度農作業雇用標準賃金表(案)の承認について、原案のとおり承認することに決定致します。
続きまして議案第10号令和2年鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について事務局に説明を求めます。

事務局

21ページをご覧ください。議案第10号令和2年鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件についてです。
令和2年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10a当りについて、情報提供することの承認を求めるものであります。
22ページをご覧ください。田と畑を分けて、地区別に赤石から舞戸地区の平均額、最高額、最低額のデータを提供しております。
鱒ヶ沢町の平均は10,300円です。これは、下の方に記載している2番の令和2年産のJA米つがるロマンの1等概算払いの玄米60kg当り11,600円で換算しております。畑についても記載のとおりです。
賃借料情報と先ほどの標準賃金表については情報提供という事で、鱒ヶ沢町広報に参考として載せます。
以上です。

議長

ただ今議案第10号について説明がありましたが、この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

議場

〔「なし」という声あり〕

議長

なしとのことですので、さっそく採決致します。議案第10号について原案のとおり情報提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第10号令和2年鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、原案どおり情報提供することに決定致します。

議長

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

(午前11時5分)

8. その他

- ・次回の総会は3月11日(木)午前10時に開催予定。

会 長 工 藤 清

会議録署名者 木 村 賢 一

〃 井 上 豊 久